

「有料老人ホームめぐみ」入居契約書

重要事項説明書

医療法人社団恵成会（以下「事業者」という）と _____ 様
（以下「入居者」という）は、事業者が運営する「有料老人ホームめぐみ」（以下「施設」という）の利用に関し、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という）を締結します。

この証として、当事業者は本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有します。

表 題

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	平成 年 月 日
入居予定日	平成 年 月 日

(2) 契約当事者の表示

入居者名	入居者 氏 名： _____ 印 (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)
目的施設設置事業者名	法人名・代表者名： 医療法人社団 恵成会 理事長 升谷 敏 孝 印 住 所： 富山県富山市丸の内3丁目3番22号

(3) 上記(2)「契約当事者」以外の関係者の表示

身元保証人 (本契約第30条に定める)	入居者の身元保証人 氏 名： _____ 印 住 所： _____
返還金受取人 (本契約第33条に定める)	入居者の返還金受取人 氏 名： _____ 印 住 所： _____
契約当事者以外の同居の第三者 (本契約第34条に定める)	氏 名： _____ 印 (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ) 住 所： _____ 入居者との間柄： _____ 予定される同居の時期： _____
請求書送付先	氏 名： _____ 住 所： _____

(4) 入居者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

階層・居室番号	7 階 第 707 号室
特定入居者介護の該当	<input type="checkbox"/> 特定入居者生活介護 ・ <input type="checkbox"/> 一般住宅型
付属設備等	トイレ・洗面器・ミニキッチン・冷暖房エアコン テレビ回線・緊急通報装置・外線電話回線

(5) 入居後に支払う費用の概要（表題部記載の契約締結日現在）

月 払 い の 利 用 料		
日割計算で支払われる費用についての計算起日	平成 30 年 7 月 18 日	
利用居室家賃	<input type="checkbox"/> 303, <input type="checkbox"/> 305, <input type="checkbox"/> 306	62,200 円
移動の履歴	<input type="checkbox"/> 403, <input type="checkbox"/> 405, <input type="checkbox"/> 406	68,500 円
	<input type="checkbox"/> 503, <input type="checkbox"/> 505, <input type="checkbox"/> 506	71,650 円
	<input type="checkbox"/> 603, <input type="checkbox"/> 605, <input type="checkbox"/> 606	74,800 円
	<input type="checkbox"/> 703, <input type="checkbox"/> 705, <input type="checkbox"/> 706	77,950 円
	<input type="checkbox"/> 407	81,900 円
	<input type="checkbox"/> 507	84,000 円
	<input type="checkbox"/> 607, <input type="checkbox"/> 803, <input type="checkbox"/> 805, <input type="checkbox"/> 806	86,100 円
	<input type="checkbox"/> 707	88,200 円
	<input type="checkbox"/> 301, <input type="checkbox"/> 302	90,300 円
	<input type="checkbox"/> 401, <input type="checkbox"/> 402, <input type="checkbox"/> 807	91,350 円
	<input type="checkbox"/> 501, <input type="checkbox"/> 502, <input type="checkbox"/> 601, <input type="checkbox"/> 602	92,400 円
	<input type="checkbox"/> 701, <input type="checkbox"/> 702	93,450 円
	<input type="checkbox"/> 801, <input type="checkbox"/> 802	96,600 円
	管理費	1 カ月定額
食 費	朝食 463 円 昼食 771 円 夕食 617 円 ×30 日分で計算	55,530 円
共 益 費	1 カ月定額	15,000 円
水 道 費	1 カ月定額	3,000 円
そ の 他	居室・電気、電話料金は、 各社個人契約となります。	実費
消費税	税法に則り消費税を負担 (注. 金額は総額表示とすること)	

(6) 入居までに支払う費用の内容

入居一時金（敷金）	敷金総額 金 円
	内訳 利用居室家賃（金 円）
支払方法	<input type="checkbox"/> 振込み（振込予定日 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 現金（支払予定日 年 月 日）
消 費 税	税法に則り消費税は非課税

(7) 事業主体概要

種類	個人／法人 法人	
	※法人の場合、その種類	医療法人 社団
名称	(ふりがな) けいせいかい 恵成会	
主たる事務所の所在地	〒930-0085 富山市丸の内3丁目3番22号	
連絡先	電話番号	076-425-0888
	FAX番号	076-425-8500
	ホームページアドレス	http://keiseikai-toyama.jp/
	電子メールアドレス	keiseikai@tea.ocn.ne.jp
代表者	氏名	升谷 敏孝
	職名	理事長 医師
設立年月日	昭和・平成2年6月18日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

(8) 目的施設 (表題部記載の契約締結日現在)

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむめぐみ 有料老人ホーム めぐみ	
所在地	〒930-0085 富山市丸の内1丁目7番11号	
主な利用交通手段	最寄駅	市内電車 丸の内電停 駅
	交通手段と所要時間	① 市内電車利 利用の場合 ・丸の内電停で下車、徒歩1分 ② バス利用の場合 (富山~高岡路線バス) ・丸の内バス停で下車 徒歩2分
連絡先	電話番号	076-413-8877
	FAX番号	076-413-8355
管理者	氏名	細谷 智恵 (ほそや ともえ)
	職名	施設長
建物の竣工日		昭和・平成 年 月 日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成19年 8月21日

(類型)【表示事項】

- 1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
 2 一般住宅型

特定施設 入居者生 活介護	介護保険事業者番号	1670114162
	指定した自治体名	富山県 (富山市)
	事業所の指定日	平成30年10月1日
	指定の更新日 (直近)	平成30年10月1日

建物概要【表示事項】

土地	敷地面積	379.504 m ²	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		② 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり ② なし
		契約期間	① あり (平成 19 年 7 月 1 日～平成 54 年 6 月 30 日) 2 なし
契約の自動更新	① あり 2 なし		
建物	延床面積	全体	1939.01 m ²
		うち老人ホーム部分	m ²
	耐火構造	① 耐火建築物	
		2 準耐火建築物	
		3 その他 ()	
	構造	1 鉄筋コンクリート造	
		② 鉄骨造	
		3 木造	
		4 その他 ()	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する建物	
2 事業者が賃借する建物			
抵当権の設定		① あり 2 なし	
契約期間		1 あり (年 月 日～ 年 月 日) 2 なし	
契約の自動更新		1 あり 2 なし	

居室区分【表示事項】

居室の 状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
	最大	人部屋				
		トイレ	浴室	面積	戸数室数	区分*
	タイプ 1 301, 401, 501, 601, 701, 801	有 / 無	有 / 無	23.13 m ²	6	一般居室 個室
	タイプ 2 302, 402, 502, 602, 702, 802	有 / 無	有 / 無	22.49 m ²	6	一般居室 個室
	タイプ 3 303 ⁻ 5, 403 ⁻ 5, 503 ⁻ 5, 603 ⁻ 5, 703 ⁻ 5, 80 3 ⁻ 5	有 / 無	有 / 無	24.22 m ²	18	一般居室 個室
	タイプ 4 406, 506, 607, 706, 806	有 / 無	有 / 無	22.43 m ²	5	一般居室 個室

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における便房	3ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	3ヶ所
	共用浴室	6ヶ所	個室	6ヶ所
			大浴場	0ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴	1ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	0ヶ所
			その他（特殊浴槽）	0ヶ所
食堂	① あり	2 なし		
入居者や家族が利用できる調理設備	①あり	2 なし		
エレベーター	① あり（車椅子対応） 2 あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし			
消防用設備等	消火器	① あり	2 なし	
	自動火災報知設備	① あり	2 なし	
	火災通報設備	① あり	2 なし	
	スプリンクラー	① あり	2 なし	
	防火管理者	① あり	2 なし	
	防災計画	① あり	2 なし	
その他				
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	全居室にナースコール。 共用フロアに安否確認モニター。 食事・入浴時の職員による安否確認。 夜間は介護職員による巡回。			

サービスの内容（全体の方針）

運営に関する方針	高齢者の特性に配慮した住み良い居住環境を提供し、入居者の自主性尊重を基本とした、明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動への援助、疾病や災害等の緊急時の対応等、処遇に万全を期することを基本方針とする。
サービスの提供内容に関する特色	条文12条～14条に記載した通り
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 ③ なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし

洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

巻末別紙に記載

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ()	
協力医療機関	1	名称	榊谷内科(併設医療機関)
		住所	富山市丸の内1丁目7番11号
		診療科目	内科
		協力内容	
協力医療機関	2	名称	榊谷整形外科
		住所	富山市丸の内3-3-22
		診療科目	整形外科・リハビリテーション
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	丸の内歯科医院
		住所	富山市諏訪川原3-3-11
		協力内容	歯科治療 及び 口腔相談

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 ③ その他 ()	
判断基準の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の身体機能低下等により居室の変更が適当と認められた時 各ユニット内での共同生活維持に支障があると認められた時 その他の事由により、施設長が居室変更の必要性を認めた時 	
手続きの内容		
追加的費用の有無	① あり 2 なし	
居室利用権の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 変更に伴う変更前の居室利用権の放棄、及び変更後居室利用権の発生 居室面積の変更に伴う室料金の変更、及び敷金の増減 	
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	① あり 2 なし
	便所の変更	1 あり ② なし
	浴室の変更	1 あり ② なし
	洗面所の変更	1 あり ② なし

	台所の変更	1 あり	② なし
	その他の変更	① あり	(変更内容) 居室の変更に伴う、取付家具の形態変更
		2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり	2 なし
	要支援の者	① あり	2 なし
	要介護の者	① あり	2 なし
留意事項	入居資格は年齢65歳以上の方で、共同生活ができる方とします。管理者及び直接処遇職員が本人及び身元保証人等と面談の上、当施設への入居が適正と判断された方で基本的に1室1名の入居とします		
契約の解除の内容	他の入居者の生活や健康の維持に重大な影響を及ぼす行為を反復継続する場合、退居を求めることがある。詳細については入居契約の第26条・第27条・第28条に記載		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書の第22条・第23条	
	解約予告期間	0.5ヶ月	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居の内容	① あり(内容:原則2泊3日 1泊費用5,000円 食事代は実費) 2 なし		
入居定員	35人		
その他	<p>身元保証人の条件・義務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として身元保証人は、3親等内の親族で入居者より年下の者(但し、親族を身元保証人として定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではない)を2名定める ・身元保証人は本契約に基づく入居者の事業者に対する責務について入居者と連携して履行の責を負うとともに、事業者が管理規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要などときには入居者の身柄を引き取るものとする。 ・身元保証人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととする。 		

職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

巻末別紙に記載

利用料金（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 ② 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て 選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方 式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	物価の上昇など止む負えない原因で運営上問題が発生した場合
	手続き	入居契約書の再契約

（利用料金のプラン【代表的なプランを2例】）

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護1	
	年齢	86歳	92歳	
居室の状況	床面積	22.43㎡	24.22㎡	
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無	
	浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
	台所	① 有 2 無	① 有 2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0円	0円	
	敷金	201,600円	289,800円	
月額費用の合計		178,530円	207,930円	
家賃		67,200円	96,600円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用		円	
	② 介護保険外※	食費	55,530円	55,530円
		管理費	37,800円	37,800円
		介護費用	0円	円
		光熱水費	3,000円	3,000円
		NHK受信料	0円	0円
		その他	15,000円	15,000円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービス				

に関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	建物の立地条件 及び 設備内容
敷金	家賃の 3 ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用施設の維持管理費・事務費・人件費 他
食費	朝食 463 円・昼食 771 円・夕食 617 円の 30 日分
光熱水費	水道代 月額 3,000 円 電気代 個人消費分負担
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	洗濯乾燥機使用料・・・洗濯 1 回/100 円 乾燥 1 回/200 円

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間(償却年月数)	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	円
初期償却率	%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
	5 その他(名称:)

入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	6人
	女性	28人
年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上 75歳未満	0人
	75歳以上 85歳未満	13人
	85歳以上	20人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	5人
	要支援2	1人
	要介護1	11人
	要介護2	9人
	要介護3	5人
	要介護4	2人
	要介護5	1人
入居期間別	6ヶ月未満	5人
	6ヶ月以上 1年未満	3人
	1年以上 5年未満	20人
	5年以上 10年未満	6人
	10年以上 15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	89歳
入居者数の合計	34人
入居率※	100%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	2人
	死亡者	1人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人 (解約事由の例)
	入居者側の申し出	人 (解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		当施設の常設窓口 有料老人ホームめぐみ 2階受付
電話番号		TEL 076-413-8877 FAX 076-413-8355
対応している時間	平日	9時～17時
	土曜	休
	日曜・祝日	休
定休日		日曜・祝日・定められた日(年末年始・お盆・他)

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容)
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) (1) 当施設は、入居契約中に事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる (2) 当施設は、施設を提供する上で、重要事項説明事項に違反し、または施設の責に記すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負う。その為に損害保険を付保する又、入居者は、施設を利用する上で、契約事項に承諾しながらも施設管理者等の助言を聞き入れず施設利用方法に違反し、または入居者の責に記すべき事由により事業者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負う。
	2 なし	
	事故対応及びその予防のための指針	① あり

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	平成 25 年 4 月 27 日 平成 25 年 10 月 11 日 平成 26 年 3 月 11 日 平成 26 年 4 月 26 日 平成 26 年 6 月 14 日
		結果の開示	① あり 2 なし

	2	なし		
第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	1 あり 2 なし
	②	なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年 1 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	① あり (提携ホーム名: 富山リハビリテーションホーム ケアハウスめぐみ グループホームめぐみ)	
	2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	① あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない	1 あり ② なし	

事項	
合致しない事項がある場合の内容	
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし
不適合事項がある場合の内容	

※ _____ 様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

第1章 総則

(目的)

第1条

- 1 事業者は、入居者に対し、老人福祉法、介護保険法、その他関係法令、富山県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し次の各号に掲げる目的施設を終身にわたり利用する権利を与え各種サービスを提供します。
 - 一 表題部記載の目的概要の利用
 - 二 本契約第4条に定める各種サービス
- 2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める入居一時金の前払いと各種サービスの提供に係る費用の支払いに同意します。

(目的施設の表示)

第2条

- 1 入居者が居住する居室及び他の入居者と共有する施設（以下、「目的施設」といいます。）は、表題部に定めるとおりとします。

(終身利用権)

第3条

- 1 入居者は、本契約書内項目契約の終了に該当がない限り、本契約の規定に従

い入居一時金等を前払いして、居住を目的として、目的施設を終身にわたり利用することができます。

- 2 入居者は、目的施設の全部又は一部についての所有権を有しません。
- 3 入居者は、長期不在又は入院中においても、目的施設の利用権を保有します。
- 4 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 居室の全部又は一部の転貸
 - 二 目的施設を利用する権利の譲渡
 - 三 他の入居者が移住する居室との交換
 - 四 その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

第4条

- 1 事業者は、全入居者に対して、前条第1項に定める利用権に付帯する権利として、下記サービスを提供します。
 - 一 健康管理
 - 二 食事の提供
 - 三 生活相談・助言
- 2 下記サービスの提供は、原則として、介護保険事業の特定入居者生活介護を利用するもしくは、外部介護保険サービスを利用するものとします。
 - 一 介護サービス
 - 二 生活サービス
 - 三 その他の支援サービス
- 3 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
 - 二 その他上記に対する行為又は処分

(管理規程)

第5条

- 1 事業者は、本契約の詳細等を規定する「有料老人ホームめぐみ」管理規程(以下「管理規程」という。)を作成し、入居者・事業者共にこれを遵守するものとします。
- 2 前項の管理規程は、本契約に別に定める事項のほか、当該各号の項目を含んだものとします。
 - 一 居室数及び入居者の定員
 - 二 入居者条件及び申込み
 - 三 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担の内訳
 - 四 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び所在地、診療科目の内容
- 3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲内で、事業者において改定することができるものとします。この場合、事業者は、本契約第8条(運営懇談会)に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで行うものとします。

(施設の管理、運営、報告及び地域との協力)

第6条

- 1 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して、目的施設の維持管理を行うとともに本契約に定める各種サービスを提供し、入居者のために必要な諸業務を処理して施設の運営を行います。
- 2 事業者は、以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し、2年間保存します。
 - 一 一時金、利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二 入居者に提供した本契約第4条に規定するサービスの内容

- 三 緊急止むを得ず行った身体拘束の態様、理由、時間その際の入居者の心身の状況
 - 四 第4条のサービス提供に関して生じた入居者及び家族の苦情の内容
 - 五 第4条のサービス提供により、入居者に事故が発生した場合の状況及び採った処置の内容
 - 六 第4条のサービスの提供を他の事業者へ委託した場合、当該事業者の名称、所在地、契約の内容及びその実施状況
- 3 事業者は、入居者に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。
 - 一 毎会計年度終了後4ヶ月以内に行う事業者の前年度決算の報告
 - 二 過去1年以内の時点における目的施設の運営状況、年間の入退去者数及び入居期間の分布状況を含む入居者の状況、要支援者・要介護者の状況、サービスの提供状況、管理費・食費等の収支状況、施設全体の職員数・人員配置・勤務形態・職員の資格保有の状況等
 - 4 事業者は、施設の運営とサービスの提供にあたっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携に努めるとともに、地方自治体を実施する相談又は苦情処理等の事業に協力するように努めます。

(入居者の権利)

第7条

- 1 入居者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。入居者は、これらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取扱いを受けたり、差別的待遇を受けることはありません。
 - 一 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重される。
 - 二 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができるが入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がないかぎり閲覧させることはない。入居者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合に除き、入居者の意思に反して外部に公開されることはない。
 - 三 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は入居者が負担する。
 - 四 入居者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業者へ委託する場合には、その管理方法、定期的報告等について、事業者とあらかじめ協議して委託する。入居者又は身元保証人は、定期的報告の他にいつでもその管理状況の報告を事業者へ求めることができる。
 - 五 入居者は、緊急やむをえない場合をのぞき、身体的拘束その他行動を制限されることはない。
 - 六 入居者は、施設内での運営に支障がないかぎり、入居者個人の衣服や家具備品をその居室に持ち込むことができる。
 - 七 入居者は、事業者及び事業者の提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者へ直接申し出ることができるとともに、その他の機関、行政機関に対して申し出ることができる。

(運営懇談会)

第8条

- 1 事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。
- 2 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程等に、次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。
 - 一 会の構成メンバーの詳細
 - 二 外部からの運営への点検に資する、事業者関係者及び入居者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無

(苦情処理)

第9条

- 1 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、前項による苦情受付の手続き及び記録方法等について管理規程等で定め、入居者からの苦情等の適切な解決に努めます。
- 3 事業者は、入居者から、本条第1項に基づく苦情申立に対応する責任者をあらかじめ定め、入居者からの苦情申立に迅速かつ誠実に対応します。
- 4 事業者は、入居者が苦情申立等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第10条

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害賠償を行います。その為に損害保険を付保します。(最高保険金額1億円)

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

- 1、あいおい損害保険(株)
- 2、(株)損害保険ジャパン

ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

また、入居者は、施設を利用する上で、契約事項に承諾しながらも施設管理者等の助言を聞き入れず施設利用方法に違反し、または入居者の責に記すべき事由により事業者が損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録をします。

(秘密保持)

第11条

- 1 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合などは正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。 <別紙添付>個人情報保護方針、利用者の方への

個人情報の保護に関する施設内規則

第2章 提供されるサービス

(健康管理)

第12条

- 1 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項の

詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者が健康を維持するように助力します。

- 一 入居者が1年に2回の定期健康診断（有料）を受ける機会を設ける
- 二 医師又は看護師等による健康相談及び医師による健康診断を実施する
- 三 協力医療機関・協力歯科医療機関を定めるとともに、その具体的協力内容を文書で定める
- 四 入居者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関・歯科医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関・歯科医療機関との連絡・紹介・受診手続・通院介助等の協力を行う

（食事）

第13条

- 1 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に食事を提供します。
 - 一 事業者は、原則としてホーム内の食堂において、毎日入居者に1日3食の食事を提供する体制を整える
 - 二 事業者は、栄養士その他の食事の提供に必要な職員を配置する。
 - 三 事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供する。
- 2 入居者は、居室にある調理設備を利用して自ら調理すること（以下本項において「自炊」という。）ができます。ただし、事業者は、入居者の自炊が衛生上又は健康上相当でない場合は、医師の意見を聴いて、入居者の自炊を制限し若しくは中止するよう入居者に対して要請することができるものとします。

（生活相談、助言）

第14条

- 1 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。
 - 一 事業者が、一般的に対応や照会ができる相談や助言
 - 二 専門的な相談や助言のために事業者が入居者に紹介できる専門家や専門機関の概要と、これらを利用する場合の費用の概要

第3章 使用上の注意

（使用上の注意）

第15条

- 1 入居者は、目的施設及び敷地等の利用方法に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

（禁止又は制限される行為）

第16条

- 1 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管する
 - 二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付ける
 - 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流す
 - 四 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に

著しい迷惑をあたえる

- 五 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育する
- 2 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。
 - 一 観賞用の小鳥、魚等であつて、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物以外の犬、猫等の動物を目的施設又はその敷地内で飼育する
 - 二 居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共有施設又は敷地内に物品を置く
 - 三 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う
 - 四 目的施設の増築・改装・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する
 - 五 管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う
- 3 入居者は、目的施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程等に定めることとします。
 - 一 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払とその負担方法
 - 二 入居者が第三者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の、各種費用の支払とその負担方法
 - 三 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項
- 4 入居者が、第1項から第3項の規定に違反もしくは従わず、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該の第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

(修繕)

第17条

- 1 事業者は、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。
- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめその旨を入居者に通知することとします。この場合において、入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、居室内における軽微な修繕については、事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定めることとします。
 - 一 以下の修繕が入居者の負担となるか、事業者の負担となるかの定め
 - ア 床仕上材の取り替え
 - イ 窓ガラスの取り替え
 - ウ カーテン等の取り替え
 - エ 建具、家具等の取り替え
 - オ 電球、蛍光灯の取り替え
 - カ 給水栓の取り替え
 - キ 排水栓の取り替え
 - 二 その他軽微な修繕の内容と修繕費用の負担についての定め
 - 三 前二号のそれぞれの修繕を、入居者が事業者の承諾なく行うことができるか否かの定め

(居室への立ち入り)

第18条

- 1 事業者は、目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他の管理上

特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

- 2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。

第4章 費用の負担

(入居までに支払う費用)

第19条

- 1 入居者は、目的施設への入居にあたって、事業者に対して入居までに表題部の入居一時金を支払うものとします。入居一時金の詳細は、敷金として各室家賃の3ヶ月分とします。

(月払いの利用料)

第20条

- 1 入居者は、事業者に対して、表題部に記載する月払いの利用料を支払うものとします。
- 2 本契約における利用料は、居室の利用権に対しての契約であり在不在に関わらず基本的に利用料の減額は行いません。ただし、下記に定める場合においては、一部月額利用料を減額するものとします。
 - ア 一般入居者の介護保険サービスを利用している時の食費
 - イ 1カ月を超える長期入院、長期外泊時の管理費、共益費
- 3 本条に定める費用について、1ヶ月に満たない時期の費用は、1ヶ月を30日として日割計算した額とします。

(費用の改定)

第21条

- 1 事業者は、表題部に記載する支払うべき費用の額を改定することがあります。
- 2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。
- 3 本条第1項に改定にあたっては、事業者は入居者及び身元保証人等へ事前に通知します。

第5章 契約の終了

(契約の終了)

第22条

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。
 - 一 入居者が死亡したとき
 - 二 事業者が第23条に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき
 - 三 入居者が第24条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第23条

- 1 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に規定したい条件の下に、本契約を解除することがあります。
 - 一 入居申請書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
 - 二 月払いの利用料その他の支払いを不当な理由なくしばしば滞納するとき
 - 三 第18条の規定に違反したとき
 - 四 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 2 前項の一号、二号ないし三号のいずれかひとつに基づき契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。
 - 一 契約解除の通告について15日の予告期間をおく
 - 二 前号の通知に先立ち、入居者及び身元保証人等に弁明の機会を設ける
 - 三 解除通知に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元保証人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
- 3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、前項に代えて次の各号を適用します。
 - 一 事業者は予告期間を必要とせずに、書面にて契約解除の通告を行うことができる
 - 二 前項第二号に記載する手続きを行う
 - 三 医師の意見を聴く
(入居者からの解約)

第24条

- 1 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。
- 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

(明け渡し及び原状回復)

第25条

- 1 入居者と身元保証人等は、第23条及び第24条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。
- 2 入居者は、前項の居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、居室を原状回復することとします。
- 3 入居者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者がその費用の負担で行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。
- 4 本条に定める原状回復には、表題部記載の一時金(敷金)を使用し行います。ただし、不足分が発生した場合には追加請求する事があります。

(財産の引取等)

第26条

- 1 事業者は、第23条及び第24条による本契約の終了後における入居者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元保証人等にその旨を連絡します。
- 2 入居者又は身元保証人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日の翌日から起算して30日以内に、入居者の所有物等を引き取るものとします。ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。

- 3 事業者は、入居者又は身元保証人等に対して、前項による引取期限を書面によって通知します。
- 4 事業者は、前項により引取期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、入居者又は入居者の相続人その他の承継人がその所有権等を放棄したものとみなし、事業者において入居者の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第27条

- 1 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第26条第一号の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

(返還金)

第28条

- 1 表題部記載の一時金(敷金)としての金_____円全額を返還します。
- 2 事業者は、前項の返還金を契約終了日の翌日から起算して60日以内に返還します。
- 3 事業者は、前項に基づく返還金支払時に、次の各号に定める者に返還金を支払うものとし、入居者はこれにあらかじめ同意します。
 - 一 返還金支払時に入居者が生存する場合には、その入居者
 - 二 返還金支払時に入居者が生存しない場合には、第33条に基づいて入居者の定める返還金受取人
- 4 本条第1項の算出に際しては、返還金は無利息とします。

(清算)

第29条

- 1 事業者は、本契約が終了した場合において、入居者の事業者に対する支払債務がある場合(未払い家賃・損害金・その他入居者の負担すべき債務)には、前条に定める返還金から差し引くことがあります。この場合には、事業者は返還金から差し引く債務の額の内訳を入居者及び身元保証人等に明示します。

第6章 身元保証人、返還金受取人等

(身元保証人)

第30条

- 1 入居者は、身元保証人を1名定めるものとします。(3親等内の親族の方で原則として入居者より年下の方)
ただし、身元保証人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 前項の身元保証人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連携して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元保証人への連絡・協議等に努めるものとします。
- 4 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元保証人に連絡するものとします。
- 5 身元保証人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととします。

(事業者へ通知を必要とする事項)

第31条

- 1 入居者又は身元保証人は、次に掲げる事項を含め、管理規程に規定された事業者への通知の必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者へ通知します。
 - 一 入居者若しくは身元保証人の氏名を変更したとき
 - 二 身元保証人又は第37条に定める返還金受取人が死亡したとき
 - 三 入居者若しくは身元保証人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申立て(自己申立を含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき
 - 四 入居者が、「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

(身元保証人の変更)

第32条

- 1 事業者は、身元保証人が前条第二号ないし第三号の規定に該当する場合には、入居者に対して新たに身元保証人を定めることを請求することがあります。
- 2 入居者は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元保証人を立てるものとします。

(返還金受取人)

第33条

- 1 入居者は、第32条に規定する返還金受取人1名を定めるものとします。
- 2 前項に規定する返還金受取人は身元保証人がこれを兼ねることができます。
- 3 第1項に規定する返還金受取人に支障が生じた場合は、入居者は、事業者に対し、直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとします。

(契約当事者以外の第三者の同居)

第34条

- 1 入居者は、表題部記載の入居者以外の第三者(以下「同居者」という。)を付添、介助、看護等のため、入居者の居室内に居住させようとする場合には、事業者に対してその旨を申し出ることができます。ただし、事業者はこの申し出を拒否することができます。
- 2 前項において、事業者が入居者の申し出を承諾する場合には、入居者及び事業者は協議のうえ次に掲げる事項の詳細を、別に文書にて確認することとします。
 - 一 同居の期間中、入居者が負担する割増管理費の額及び内容
 - 二 同居の期間中、入居者が負担する同居者の食費の額及び考え方
 - 三 同居の期間中、目的施設内において遵守すべき管理規程その他の諸規定
 - 四 定められた同居の期間中といえども、本契約が終了した場合には同居者は遅滞なく目的施設を退居すること

(居室の住み替え)

第35条

- 1 入居者が次の各号に該当する場合、事業者は入居者の居室を変更する事が出来るものとします。
 - (1) 入居者の身体機能の低下等により居室の変更が適当と認められたとき
 - (2) 各ユニット内での共同生活維持に支障があると認められたとき
 - (3) その他の事由により、施設長が居室変更の必要性を認めたとき

第7章 その他

(入居契約締結時の手続き)

第36条

- 1 入居者から申込みがなされ、入居審査を経て事業者の承諾がなされた後、契約当事者間において入居契約が締結されます。本契約締結後、入居者は、事業者に対し、表題部に定める入居時まで支払う費用を支払うものとします。申込時に払い込んだ申込金等がある場合には、これを表題部記載の入居一時金の一部に充当することとします。
- 2 事業者は、本契約締結に際し、入居者が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、別に定める表題部に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者の双方は、表題部の所定欄に記名捺印して、それぞれがこれを保管することとします。

(費用計算起算日の変更)

第37条

- 1 事業者又は入居者が、表題部記載の各種の起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面によって通知するものとし、協議を行うこととします。

(契約の解除)

第38条

- 1 入居者は、表題部記載の契約締結日から14日以内であれば、書面によって事業者へ通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者に対して受領済みの入居一時金等を全額無利息で返還します。
- 2 入居者は、表題部記載の契約締結日から15日以降に、書面によって事業者へ通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者に対して、受領済の入居一時金を全額無利息で返還します。ただし、事業者は入居者に対して事業者において発生した費用の実費を徴収します。
- 3 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者に対して、事業者において発生した費用の実費を徴収します。
 - 一 入居審査等に関する書類における重大な不実記載等、不正な手段で入居しようとしていることが判明したとき
 - 二 正当な理由がなく表題部記載の入居一時金を支払わなかったとき

(誠意処理)

第39条 本契約の定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

第40条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、富山地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、事業者及び入居者は予め合意します。

以上

有料老人ホーム情報開示事項一覧

30年 7月 1日現在

施設名		有料老人ホーム めぐみ
施設の類型		介護付 (一般型・外部サービス利用型)・住宅型・健康型
居住の権利形態		利用権方式 ・ 建物賃貸借方式 ・ 終身建物賃貸借方式
施設所在地		富山市丸の内1-7-11 (電話番号 076-413-8877 : FAX番号 076-413-8355)
事業主体		医療法人社団 恵成会
開設年月日		平成19年 8月 21日
入居者数 / 入居定員		35 / 35名
一時金	入居一時金	敷金 (家賃の3か月分)
	介護費用の一時金	なし
	返還金の保全措置	別途積立金
入居者基金への加入		なし
月額利用料 (円)		月額利用料 175,530円 ~ 204,930円
		内訳 家賃相当額 : 67,200円 ~ 96,600円 食費 : 55,530円 管理費 : 37,800円 介護費用 : 共益費 : 15,000円
要介護状態になった場合	介護を行う場所	一般居室個室
	追加費用の有無	なし
体験入居の有無及び費用		2泊3日を原則とし、1泊 5,000円 + 食費
入居時の要件		年齢が65歳以上の者、要支援・要介護状態 不問

職員の状況	施設長	1人
	生活相談員	1人
	介護職員	8人(3:1以上)
	看護職員	3人
	機能訓練指導員	0人
	計画作成担当者	0人
	栄養士	1人
	調理員	4人(委託業者)
	事務職員	1人
	その他の職員	0人
夜間(18:00~9:00)の職員体制		1人(職種:介護職)
構造設備の状況	居室の面積	最多24.22㎡(22.43㎡~24.22㎡)
	居室の設備	車椅子使用トイレ・洗面設備・ミニキッチン・設備冷暖房設備・テレビ回線・緊急通報装置・外線電話回線
	廊下の幅	最大幅員 1.685m : 最小幅員 1.677m
	一時介護室	有・ <input type="checkbox"/> 無
	食堂	<input type="checkbox"/> 有・無
	浴室	<input type="checkbox"/> 有・無
	談話室	<input type="checkbox"/> 有・無
	洗濯室	<input type="checkbox"/> 有・無
情報開示	健康・生きがい施設	<input type="checkbox"/> 有・無
	重要事項説明書の公開	<input type="checkbox"/> 有・無
	契約書の公開	<input type="checkbox"/> 有・無
	管理規程の公開	<input type="checkbox"/> 有・無
財務諸表の閲覧	<input type="checkbox"/> 有・無	
社団法人全国有料老人ホーム協会への加入		加入・ <input type="checkbox"/> 非加入
介護保険		在宅サービス 利用可
最寄駅等		市内電車 丸の内電停 下車 徒歩1分 路線バス 富山~高岡 丸の内 下車 徒歩3分
備考		

別紙

特定施設入居者生活介護の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	① あり 2 なし	
	夜間看護体制加算	① あり 2 なし	
	医療機関連携加算	① あり 2 なし	
	看取り介護加算	1 あり ② なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	1 あり ② なし
(I)ロ		1 あり ② なし	
(II)		① あり 2 なし	
(III)		1 あり ② なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(介護・看護職員の配置率) 9 : 1	
	2 なし		

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ^{※1} ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1.0
生活相談員	1	1		1.0
直接処遇職員				
介護職員	9	6	3	8.0
看護職員	3	2	0	2.0
機能訓練指導員	1	0	1	0.5
計画作成担当者	1	1	0	1.0
栄養士	1		1	0.5
調理員	4(委託)	3(委託)	1(委託)	4
事務員	1	1		0.5
その他職員	5		5	2.25

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数^{※2} 40時間

※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	5	5	0
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	1	1	0
介護支援専門員	1	1	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	2	2	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (20時～ 7時)			
	平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)
	人	人	
看護職員			人
介護職員	1人		1人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率 [※] 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 ④ 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	3 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	15人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務						① あり 2 なし			
	業務に係る資格等		① あり							
			資格等の名称		介護支援専門員					
2 なし										
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		1	3	1	1					
前年度1年間の退職者数	1			1	1		1		1	
業務に従事した経年数に応じた職員の人数	1年未満		1	3	1	1				
	1年以上3年未満	1		4						
	3年以上5年未満	1						1	1	
	5年以上10年未満			1						
	10年以上									
従業者の健康診断の実施状況			① あり 2 なし							

1
2
3
4



5
6
7
8